

# 平成20年度 広島市立広島特別支援学校高等部入学者募集要項

## 1 募集学科・学年

普通科 第1学年

## 2 募集人数

若干名

## 3 募集範囲

募集範囲は、出願者及びその保護者（出願者に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。親権を行う者又は未成年後見人に事故等のやむをえない事由があるときは、その代理人。成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）の住民登録地が、広島市域のうち中区・東区・南区・西区・安芸区にある者とする。

なお、上記以外からの出願に当たっては、出願前に広島市教育委員会の許可を得ること。

## 4 出願資格

(1) 学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であって、かつ、次のいずれかの条件を満たしていること。なお、高等学校及び養護学校高等部卒業者は除く。

平成20年3月に特別支援学校中学部卒業見込みの者又は養護学校中学部を卒業した者

平成20年3月に中学校卒業見込みの者又は中学校を卒業した者

学校教育法施行規則第63条各号のいずれかに該当する者又は平成20年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者

(2) 就学猶予免除者については、「8 備考」に記すとおりとする。

## 5 出願手続き

出身学校長は、次の書類を取りそろえて提出すること。

### (1) 出願書類

入学願（本校所定の用紙、出願者若しくは保護者が作成）

調査書（本校所定の用紙、出身学校長が作成）

出願者名簿（本校所定の用紙、出身学校長が作成）

### (2) 出願書類受付期間

平成20年1月7日（月）から1月10日（木）まで

なお、最終日の1月10日（木）は、郵送、持参のいずれも17時必着のこと。

### (3) 出願方法

郵送の場合

必ず簡易書留とし、「校長宛親展」「入学願在中」と朱書すること。

その際、出身学校長は郵送後、電話により速やかに特別支援学校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

持参の場合

次の受付時間内に提出すること。

午前： 9時30分から12時      午後： 13時から17時

### (4) 出願先

〒730-0051      広島市中区大手町四丁目4番4号  
広島市立広島特別支援学校

(注) 出願予定者は、本校が実施する入学相談を出願前に必ず受けること。  
<入学相談期間> 平成19年7月23日(月)から8月10日(金)

## 6 入学調査

### (1) 期 日

平成20年2月6日(水)の午前又は午後

(注) 当日の指定時間は、出願書類受付期間終了後、出身学校長には「高等部入学者募集に係る入学調査の日時について」により、出願者には出身学校長を經由して「入学調査受付票」により通知する。

### (2) 場 所

広島市立広島特別支援学校

### (3) 調査の概要

出願者： 諸調査(社会性、集団参加、運動等)

保護者： 面 談

### (4) 持参物

入学調査受付票、運動着(出願者)、上靴(出願者)など

## 7 選考結果の通知

出身学校長を經由して、出願者に通知する。

通知発送の予定日は、平成20年2月15日(金)とする。

## 8 備 考

### (1) 就学義務猶予免除者の出願資格について

学校教育法施行令第22条の3に該当する知的障害者であって、かつ、学校教育法第47条及び学校教育法施行規則第63条の規定により、次の 、 のいずれかの条件を満たす者が出願できる。

学校教育法施行規則第63条第4号に規定する、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

学校教育法施行規則第63条第5号の規定により、入学しようとする学校において、中学校又は中学部を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者

なお、本規定 によって出願しようとする場合、出願前に当該者又は保護者は、就学義務猶予免除者であること証明するものを提出するとともに、本校で入学相談を受けること。

### (2) 過年齢者の入学について

「特別支援学校の高等部普通科への過年齢者の入学許可基準について」に基づいて、入学の可否を判断する。

問い合わせ先

高等部 入学調査係

電話 (082) 245-0304